

第 1 次精華町環境基本計画の総括について

1. 概要

精華町では、平成 23 年 2 月に「精華町環境基本計画」を策定し、環境政策の総合的かつ計画的な推進を行っています。現在の環境基本計画の期間が令和 2 年度までとなっており、令和 2 年 3 月には、次期環境基本計画を策定する必要があります。そこで、今年度（令和元年度）に現在の精華町環境基本計画の総括を行い次期計画策定に活かします。

2. 総括にあたっての視点

この間の社会情勢や上位計画及び関連計画等の関連情報の収集・整理を行うとともに、町民等への意見聴取の実施、現状の整理、現行計画の進捗状況を踏まえ、課題の抽出と現行計画の総括を作成します。総括にあたっての視点は下記の通りです。

●長期的な視点に立った総合的な施策展開に向けた対応

この間、国際社会においては、SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）やパリ協定が採択され、国では循環、気候変動への対応、生物多様性、環境教育について法整備が進んでいます。

SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を具体化が進み、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組が国をはじめ、先行自治体においてはスタートしつつあります。

環境政策を進めるには、多分野と連携しながら、長期的な視点に立った総合的な施策展開が求められるため、それらの検討に資する関連情報の収集・整理を行います。

●持続可能な地域づくりに向けた、多様な主体による取り組みの推進と次世代への精華町の環境の継承への対応

精華町においても、この間、第一次精華町環境基本計画に基づいて環境日記に代表される環境教育の取組みや、精華町環境プラットホームや年次報告書などによるパートナーシップの取組み、新クリーンセンターの稼働などに伴う循環などについての取組が進みました。

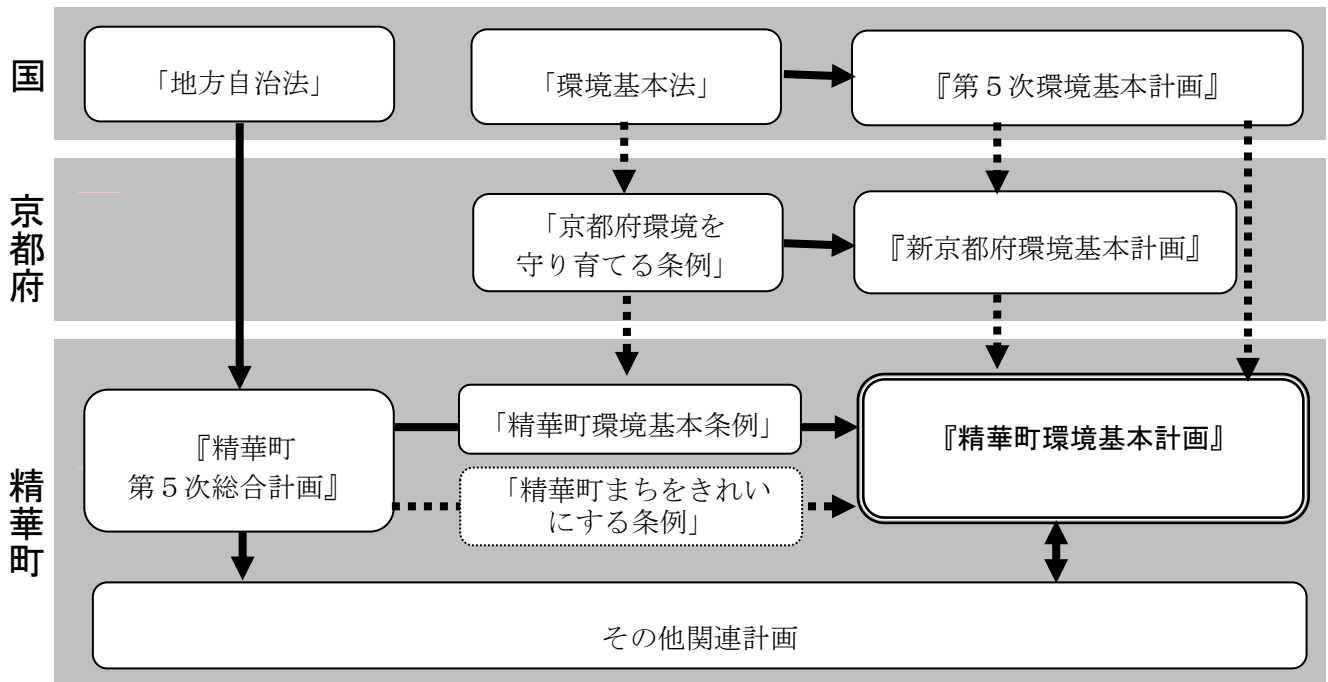
持続可能な地域づくりは、行政のみでは進めることが出来ないため、町民・地域活動団体・企業・大学等がそれぞれの強みを活かし、今後も協働で取り組みを進めていくことが求められます。また、精華町の環境を次世代に引き継ぐためにも、環境づくりの担い手を育成することが重要です。

このような視点から、進捗状況について把握整理し、総括を次期計画へつなげます。

【参考 1】環境基本計画の位置付けと役割

本計画は、精華町の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、町の諸計画を環境面から支えるものと位置づけられています。

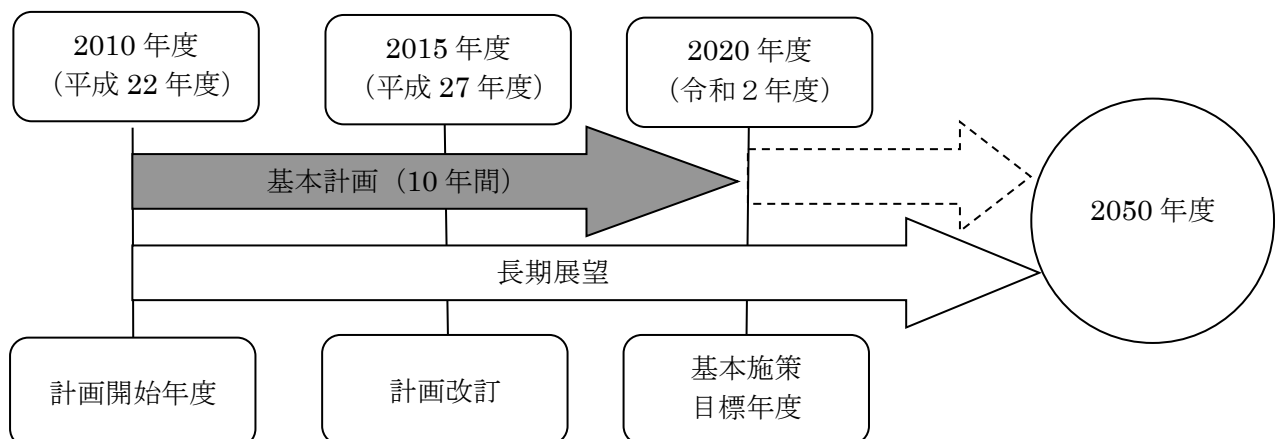
なお、この計画は国の「環境基本計画」や府の「京都府環境基本計画」、また、町の上位計画となる「精華町第5次総合計画（平成25年3月策定）」と「精華町環境基本条例（平成23年3月31日条例第11号）」に基づき策定し、町の関連計画との連携を図っています。



【参考 2】現計画の期間

10年間を計画の期間とし、計画の目的に照らして必要な事業を、できるところから具体的に実行・推進しています。ただし、自然環境の再生や創造など長期的な視点が必要な事項もあるため、長期展望できるような目標を定めています。

なお、社会情勢などの変化に応じて計画を見直し、更新しています。



【参考3】現計画の対象

● 対象地域

精華町全域を対象地域とします。

ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、町単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や府・国との連携を図り、その解決の役割を分担します。

● 環境の範囲

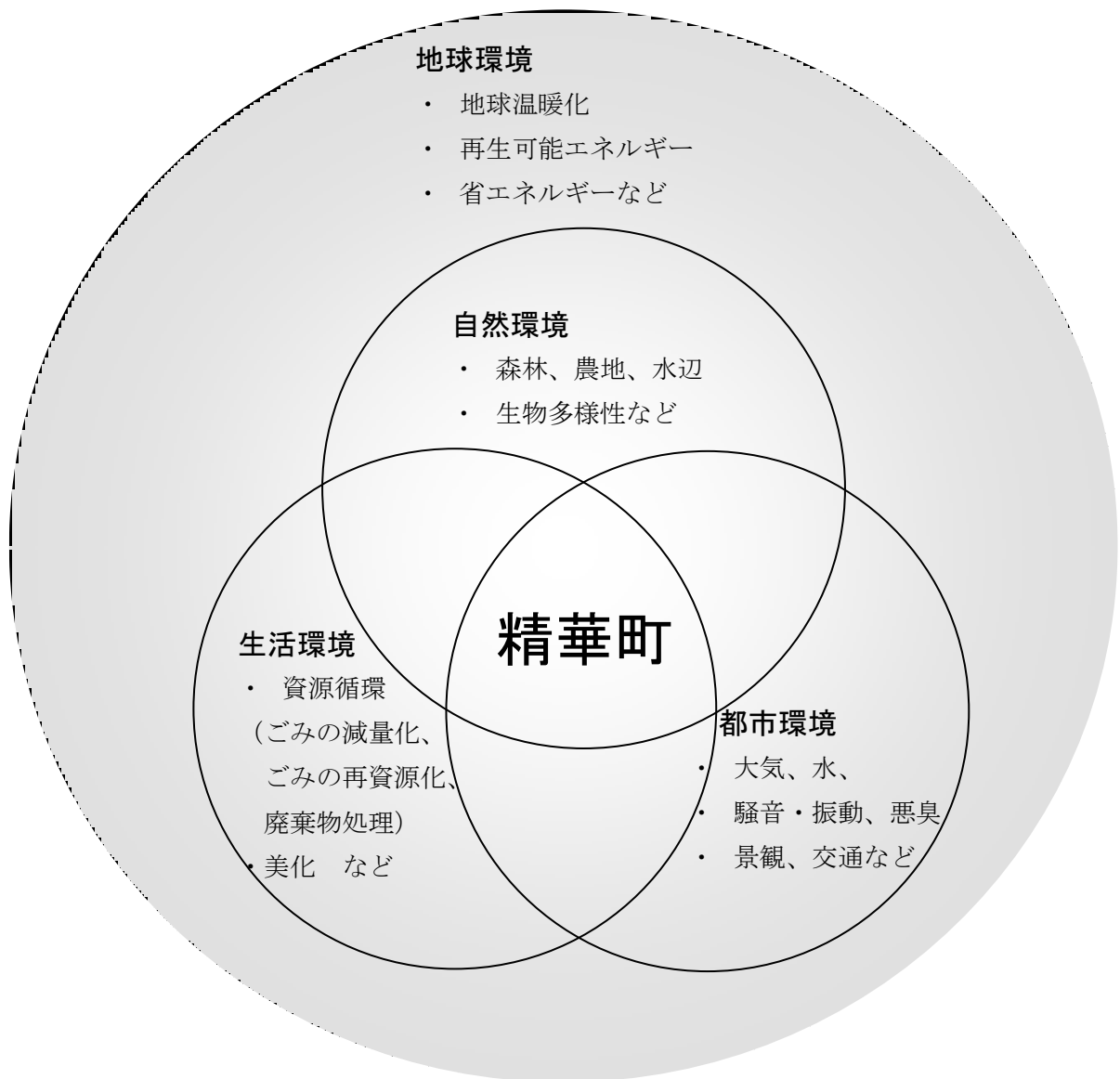
本計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境：森林、農地、水辺などの自然環境、生物多様性など

生活環境：資源循環（ごみの減量化、ごみの再資源化、廃棄物処理）、美化など

都市環境：大気、水、騒音・振動、悪臭、景観、交通など

地球環境：地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギーなど



【参考4】計画体系

● 環境像

精華町がめざす
環境の姿
～環境像～

こうと
環境交都・精華町

自然や昔から培われた知恵、そして関西文化学術研究都市の先端科学技術の相乗効果により「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わり、最適なバランスを保つまちとして規定します。

● 計画の体系

環境像	目標像	取り組み内容
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち 環境交都・精華町	「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち ～環境 ^{こうと} 「幸」都～	(1)パートナーシップによる取り組みの推進 ①多様な主体が連携可能なしくみづくり ②環境情報の収集・提供 ③各種主体の取り組み支援 (2)環境学習の推進 ①環境学習機会の拡大と充実 ②実践活動に対する支援
	「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち ～環境 ^{こうと} 「恒」都～	(1)里地里山の保全と継承 ①多様な環境とのふれあい促進 ②多様な主体による里地里山管理の推進 (2)安全・安心な環境の確保 ①環境監視・観測体制の充実 ②公害対策の推進 (3)環境美化活動の推進 ①不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進 ②住民意識の啓発活動の推進 (4)美しい景観の充実 ①あき地、休耕地等の適正管理 ②緑化の推進
	「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち ～環境 ^{こうと} 「康」都～	(1)温室効果ガスの削減 ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの普及 ③環境に配慮したライフスタイルと事業活動の啓発 (2)ごみの発生抑制・再資源化 ①ごみを出さないライフスタイルの啓発 ②再生利用・リサイクルの推進 (3)環境に配慮した交通手段の充実 ①公共交通の利用促進 ②環境負荷の少ない交通の充実
	環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち ～環境 ^{こうと} 「興」都～	(1)環境と産業及び研究機関の連携 ①資源循環型産業との連携・育成の可能性検討 (2)環境と既存産業の融合 ①地域資源を活用したエコビジネスの可能性検討

【参考5】リーディングプロジェクト



7つのリーディングプロジェクト（当面重点的に取り組む具体的行動）

精華町の環境像・目標像の実現に向けて大きな効果が期待される、総合的かつ横断的な推進が必要な当面重点的に取り組む7つの具体的行動をリーディングプロジェクトとして位置づけ、環境基本計画全体を実現に向けてリードします。

- 1 精華3C（チャレンジ・クリーン・クロス）プロジェクト**
地域の環境を守り、未来を大きく育むまちを実現するために、まちを美しくする活動を進める。
- 2 「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト**
環境に関わる活動の中で充実した体験・経験を得て、自主的な環境活動を進める。
- 3 環境プラットフォームの充実**
地域の環境を守り育てるまちづくりを実現するために、多様な主体が連携可能な仕組みづくりを行う。
- 4 精華里地里山魅力発見プロジェクト**
里地里山とそこに息づく歴史文化を守り、伝え、継承するために、まちの魅力を発見する活動を進める。
- 5 パートナーシップ型資源・エネルギーの活用**
資源とエネルギーを大切に、有効に利用するまちを実現するために、多様な主体が参画可能な資源やエネルギーの活用を進める。
- 6 企業と地域が連携した実践活動の充実**
事業者と地域が連携して地域資源を活用した活動充実させ、精華町の魅力を発信していくまちづくりを進める。
- 7 けいはんなエコシティプラン（精華町域）**
省エネルギー・新エネルギーの推進、温室効果ガスの削減（主体：京都府、関西文化学術研究都市推進機構 など）

【参考6】推進体制



環境基本計画の推進体制

本計画に基づく精華町のさまざまな環境施策を推進するためには、行政だけでなく、多様な主体の連携・協力によって相乗効果をもたらし、総合的に推進する体制が必要です。

計画の進め方

具体的な取り組み内容を推進するため「精華町環境推進委員会」での進捗管理と「精華環境プラットフォーム（仮称）」でのリーディングプロジェクトの実践を行います。

多様な主体の連携・協力による総合的な推進体制



3. 関連情報の収集・整理

- ・ 国では循環、気候変動への対応、生物多様性、環境教育について法整備が進んでいます。
- ・ 精華町においても、精華町環境基本計画に基づいて環境教育、パートナーシップ、循環などについての取組が進んでいます。

■環境関連の主な取組（国際社会、国・京都府、精華町）

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 22 年 (2010 年)	・「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」(名古屋)開催	・「生物多様性保全活動促進法」(国) ・「新京都府環境基本計画」策定(府) ・「京都府地球温暖化対策条例」改正(府) ・「地球温暖化対策プラン」改定(府) ・けいはんなエコステイ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト(府ほか)	・「精華町環境基本計画等検討委員会」設置 ・「精華町環境基本計画」策定 ・「精華町環境プラットフォーム」開始 ・「精華町環境基本条例」制定
平成 23 年 (2011 年)		・「再生可能エネルギー特別措置法」施行(国) ・「京都府地球温暖化対策推進計画」改定(府)	・「精華町まちをきれいにする条例」制定 ・「精華町環境推進委員会」設置 ・「第 1 回精華町環境シンポジウム」開催 ・「打ち水イベント」開始
平成 24 年 (2012 年)		・「第 4 次環境基本計画」策定(国) ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定(国) ・「再生可能エネルギー特別措置法(FIT 法)」制定(国) ・「小型家電リサイクル法」制定(国) ・「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」制定(国) ・「京都府庁の省エネ・創エネ実行プラン」策定(府)	・「環境報告書～精華町の環境」開始 ・「役場職員を対象とした環境研修会」開催 ・「精華町電気自動車導入補助金交付」開始 ・「精華町資源有効利用設備設置費補助金交付」開始
平成 25 年 (2013 年)		・「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」策定(国) ・「水銀に関する水俣条約」採択(国) ・「京都エコ・エネルギー戦略」策定(府)	・「精華町第 5 次総合計画」策定 ・「環境日記」開始 ・「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」実施 ・「精華町子ども祭り」にて「竹」体験コーナーへ参加 ・「精華町地下水保全要綱」制定
平成 26 年 (2014 年)		・「エネルギー基本計画」策定(国) ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律改正」(国)	・「精華町ごみ減量化等検討委員会」設置 ・「使用済み小型家電のイベント回収」実施 ・「その他のリサイクルできる紙」を古紙回収補助対象に追加
平成 27 年 (2015 年)	・パリ協定採択(COP21) ・2030 アジェンダ(SDGs)採択	・「気候変動の影響への適応計画」策定(国) ・「建築物省エネ法」制定(国) ・「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」制定(府) ・「府燃料電池自動車(FCV)普及・水素インフラ整備ビジョン」策定(府) ・「京都府レッドデータブック」全面改定(府)	・「精華町地球温暖化対策地域協議会」設置 ・「精華町マイボトル普及キャンペーン」実施
平成 28 年 (2016 年)	・パリ協定発効 ・世界経済フォーラム(ダボス会議)にて海洋ごみに関する報告書を発表	・「地球温暖化対策計画」策定(国) ・「SDGs 推進対策本部」立ち上げ(国) ・「京都府産業廃棄物の 3 R 戦略プラン」(府) ・「京都丹波高原国定公園」新規指定(府) ・「京都府森林環境税」創設(府)	・「精華町環境基本計画」中間見直し ・「精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入補助交付」開始 ・「環境日記精華町版」作成開始 ・役場入り口に「環境プラットフォーム」情報棚を設置 ・「精華町ごみ処理基本計画」見直し
平成 29 年 (2017 年)		・「文化芸術振興基本法」改正(国) ・「再生可能エネルギー特別措置法(FIT 法)」改正(国)	・燃やすごみ組成調査実施 ・水銀使用廃製品の窓口回収実施
平成 30 年 (2018 年)	・IPP 総会にて「1.5℃特別報告書」公表	・「第 5 次環境基本計画」策定(国) ・「第 5 次エネルギー基本計画」策定(国) ・「気候変動適応法」制定(国) ・「気候変動適応計画」策定(国) ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定(国) ・「京都府生物多様性地域戦略」(府) ・「京都府生物多様性未来継承プラン」(府)	・新クリーンセンター「環境の森センター」きづがわ」稼働 ・フードドライブ実施
令和元年 (2019 年)		・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定(国) ・「文化財保護法」改正(国) ・「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(森林環境税法)」制定(国) ・「森林環境譲与税」施行	・食品ロス削減キャンペーン実施
< 予定 >		・新学習指導要領スタート(小学校 2020 年度～、中学校: 2021 年度～、高等学校: 2022 年度～) ・「森林環境税」施行(2024 年度～)	・第 2 次精華町環境基本計画策定(2020 年度)



精華環境プラットホーム・意見交換



精華環境プラットホーム・現場に出て確認



打ち水大作戦



環境シンポジウム



環境日記と表彰式



精華まなび体験教室(環境講座)



新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」



食品ロス削減キャンペーン

- ・ 国では、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行や再生可能エネルギー特別措置法、日本再興戦略 2016 年に再生可能エネルギーの最大導入が目標に掲げられるなど、SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を具体化が進んでいます。
- ・ また、国の第 4 次環境基本計画（H24）及び第 5 次環境基本計画（H30）が策定され、国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。
- ・ 世界はもとより、日本国内でも企業などをはじめ SDGs やパリ協定を受けた本格的な気候変動対策に向けた動きが活発化し、気候変動適応法の制定や暮らしの中でも気候変動の影響が顕在化しつつあります。
- ・ 地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組が国をはじめ、先行自治体においてはスタートしつつあります。

SDGs の 17 の目標とテーマ



出典：国際連合広報センターホームページ

目標	各目標のテーマ	目標	各目標のテーマ
目標 1	貧困をなくそう	目標 10	人や国の不平等をなくそう
目標 2	飢餓をゼロに	目標 11	住み続けられるまちづくりを
目標 3	すべての人に健康と福祉を	目標 12	つくる責任 つかう責任
目標 4	質の高い教育をみんなに	目標 13	気候変動に具体的な対策を
目標 5	ジェンダー平等を実現しよう	目標 14	海の豊かさを守ろう
目標 6	安全な水とトイレを世界中に	目標 15	陸の豊かさを守ろう
目標 7	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	目標 16	平和と公正をすべての人に
目標 8	働きがいも 経済成長も	目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう
目標 9	産業と技術革新の基盤をつくろう		

(1) 国際的な動き

①SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）採択とその後の動き

- ・ 開発アジェンダの節目の年、2015 年（平成 27 年）の 9 月 25 日～27 日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳の参加のもと、我々の世界を変革する「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。
- ・ アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継である、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。
- ・ 国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015 年（平成 27 年）から 2030 年（平成 32 年）までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととなります。
- ・ 国は 2018 年度より、地方創世に資する、地方自治体による持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進していくことの重要性から、自治体による SDGs の達成に向けた優れた取組提案を「SDGs 未来都市」として選定しました。また、特に先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」として選定しています。

②「IPCC 第 5 次評価報告書」及び「IPCC1.5℃特別報告書」

- ・ IPCC 第 5 次評価報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因は人間活動の可能性が極めて高いと報告されています。
- ・ また、世界の平均地上気温は、全ての排出シナリオで、21 世紀にわたって上昇すると予測されており 1986-2005 年と比較した 21 世紀末（2081-2100 年）までの気温は、RCP2.6 で 0.3～1.7℃、RCP8.5 で 2.6～4.8℃上昇する可能性が高いとされており、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが示されました。
- ・ IPCC1.5℃特別報告書では、気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈のなかで、1.5° C の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等について報告されています。

③気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）におけるパリ協定の採択

- ・ 2015 年（平成 27 年）11 月フランスパリにおいて、気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）が開催され、約 150 を超える国の首脳が参集し、採択されたパリ協定では、「気温上昇 2℃未満に抑える」「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれました。
- ・ パリ協定は、歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意となり、COP21 には、世界の約 100 名の大手企業 CEO が参加し、気候変動を軸に経済の主流派も動き出しており、本格的な気候変動対策に向けた取り組みが加速しています。

(2) 国内の主な動き

① 国の環境基本計画の変遷

- ・ 第五次環境基本計画では、SDGsの考え方も活用しながら、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、「新たな成長」につなげていくことが位置づけられました。
- ・ また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進する計画となっています。

国の環境基本計画の変遷（各計画の特徴）

第一次 (2004)	<ul style="list-style-type: none">・ 「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」・ 施策の大綱、各主体の役割、政策手段の在り方
第二次 (2000)	<ul style="list-style-type: none">・ 「理念から実行への展開」 →11 の分野について戦略的プログラム・ 「計画の実効性の確保」 →推進体制の強化（各府省による環境配慮の方針の作成など）や、進捗状況の点検の強化
第三次 (2006)	<ul style="list-style-type: none">・ 「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」・ 市民、企業など各主体へのメッセージを明確化・ 定量的な目標・指標による進行管理
第四次 (2014)	<ul style="list-style-type: none">・ 持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ・ 政策領域の統合による持続可能な社会の構築などを設定・ 6つの重点分野からなる9つの優先的に取り組む重点分野、東日本大震災からの復旧・復興に係る施策及び放射性物質による環境汚染対策
第五次 (2018)	<ul style="list-style-type: none">・ SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく・ 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進

②地域循環共生圏の提唱

- ・ 第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。
- ・ 「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。
- ・ 「地域循環共生圏」の具体化を目指すに当たって、地域内の資金の流れがどのようになっているか、環境施策等の実施によりそれがどう変化するかを把握することが重要であり、地域の特性をより簡易に把握するための自動分析ツール「地域経済循環分析」ツールが構築されています。



出典：環境省ホームページ

③温室効果ガス削減に関する国の削減目標

- ・ COP21 で採択されたパリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年5月13日に閣議決定されました。
- ・ 計画では、2030年度に2013年度比で26%削減するという中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすことが位置づけられています。
- ・ なお、このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難であることから、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などのイノベーションによる解決を最大限追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減をめざし、世界全体での削減にも貢献していくこととしています。

④気候変動適応法の制定と気候変動適応計画の閣議決定

- ・ 近年、強い台風や集中豪雨、気温の上昇による熱帯夜の増加など異常気象により、農水産物の収穫への影響や暮らしに甚大な被害が報告されています。
- ・ 国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されており、このため、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。
- ・ 気候変動対策の緩和策と適応策は車の両輪の関係であり、政府は、地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策を推進しています。
- ・ 国において2018年12月に「気候変動適応法」が施行されました。また、2018年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、同計画では、気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なることから、地域での適応の推進について、地方公共団体は、地域の実情や特性に応じた気候変動適応策を主体的に検討し、取り組むことが重要とされています。

⑤我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

- ・ 本実施計画において、2013年の第37回ユネスコ総会において採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が定める5つの有線行動分野「①政策的支援」「②機関包括型アプローチ」「③教育者」「④ユース」「地域コミュニティ」に沿って、関係省庁が取り組んでいく事項を記載しています。

⑥「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正

- ・ 環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要なことから平成26年に改正が行われ、令和2年度から小学校にて順次、学校現場での取組がスタートする予定です。

⑦プラスチックを取り巻く状況と資源循環体制の構築

- ・ プラスチックは、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計した研究もあり、地球規模での環境汚染が懸念されています。
- ・ 従来の天然資源を利用し、製品を製造し、使用・廃棄するという直線型の経済から、使用・廃棄された後に極力資源としてまた製品の原材料等に循環させていく循環型の経済にシフトしようという動きが国際的に活発化しています。
- ・ 我が国が世界に先んじて循環経済に移行し、幅広い資源循環産業の発展を実現することで国際競争力の強化につなげていくという視点が重要となってきています。
- ・ 2019年6月に大阪市で開催されたG20サミットにおいても主要テーマのひとつとして話し合われ、新たな海洋プラスチック汚染を2050年までにゼロにする事を目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

⑧森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の創設

- ・ パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。
- ・ 2019年4月には「森林環境譲与税」が施行され、市町村での用途は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用となっています。

(3) 新京都府環境基本計画

- ・ 環境問題をめぐる現状や国内外の様々な動きを踏まえつつ、21世紀半ば（2050年頃）を目途に京都府が目指す環境像・社会像を展望しています。

【京都府が目指す環境像・社会像】

- 温室効果ガスの排出量が80%削減された「低炭素社会」の実現
- 低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展
- 京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展
- 自然や文化と調和し共生する地域社会の実現
- 安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現

4. 子どもアンケート結果（速報）

総括に向けて、精華町版環境日記の配布・回収の機会を利用した子どもアンケート調査を実施しました。

① 回答者の概要

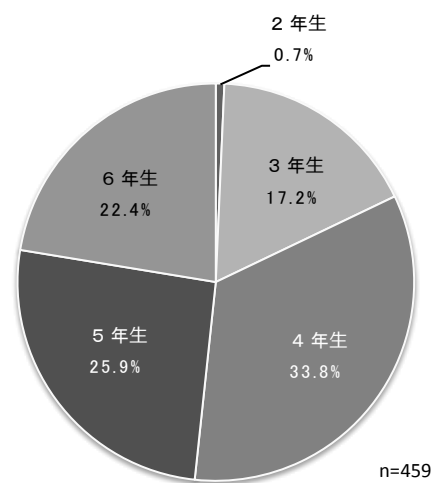
- ・町内全ての公立小学校 4～6 年生の全児童に精華町版環境日記 2019 と併せて配布し、学校を通して回収するとともに、役場窓口にて配布・回収を行いました。
- ・調査期間は、7月中旬～9月下旬です。
- ・有効回収数は、459 件／1,500 件です。（9/24 時点・回収率 30.6%）

【回答者の状況】（無回答の割合は記載省略）

男性	女性
46.2%	53.4%

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
0%	0.7%	17.2%	33.8%	25.9%	22.4%

精北小	川西小	山田荘小	東光小	精華台小
0%	0%	24.8%	75.2%	0%



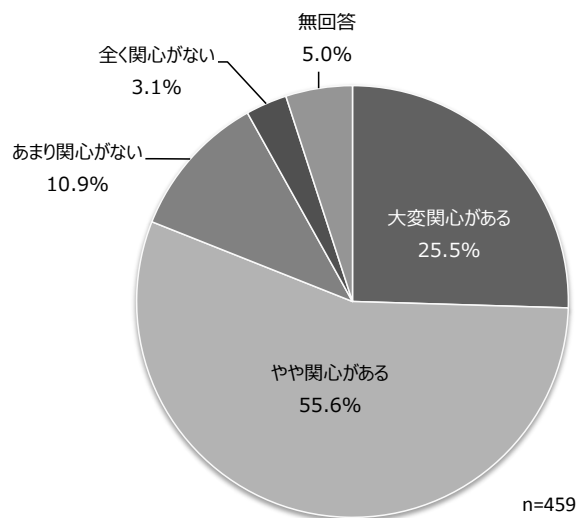
図：回答者の学年

- ・男性が 46.2%、女性が 53.4%でした。
- ・学年は、4 年生が 33.8%、5 年生が 25.9%、6 年生が 22.4%と多くなっています。
- ・小学校は、東光小学校が 75.4%、山田荘小学校が 24.6%と多くなっています。

② 環境への関心

- ・環境問題への関心については、「やや関心がある」(55.6%)、「大変関心がある」(25.5%)であり、関心のある人が多くなっています。

調査数	459	100.0%
大変関心がある	117	25.5%
やや関心がある	255	55.6%
あまり関心がない	50	10.9%
全く関心がない	14	3.1%
無回答	23	5.0%



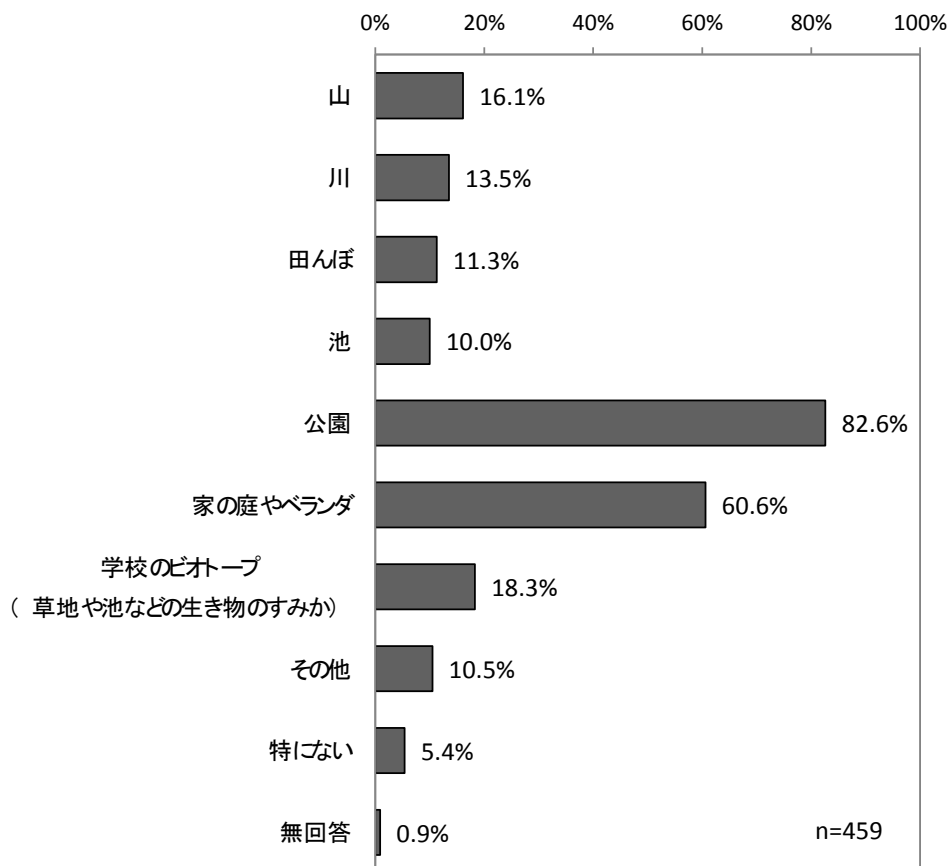
図：環境への関心

③ 普段の生活で生物や自然と関わる場所

- ・ 普段の生活で生物や自然と関わる場所については、「公園」(82.6%)、「家の庭やベランダ」(60.6%)が多かったです。

表：普段の生活で生物や自然と関わる場所

調査数	459	100.0%
山	74	16.1%
川	62	13.5%
田んぼ	52	11.3%
池	46	10.0%
公園	379	82.6%
家の庭やベランダ	278	60.6%
学校のビオトープ (草地や池などの生き物のすみか)	84	18.3%
その他	48	10.5%
特にない	25	5.4%
無回答	4	0.9%



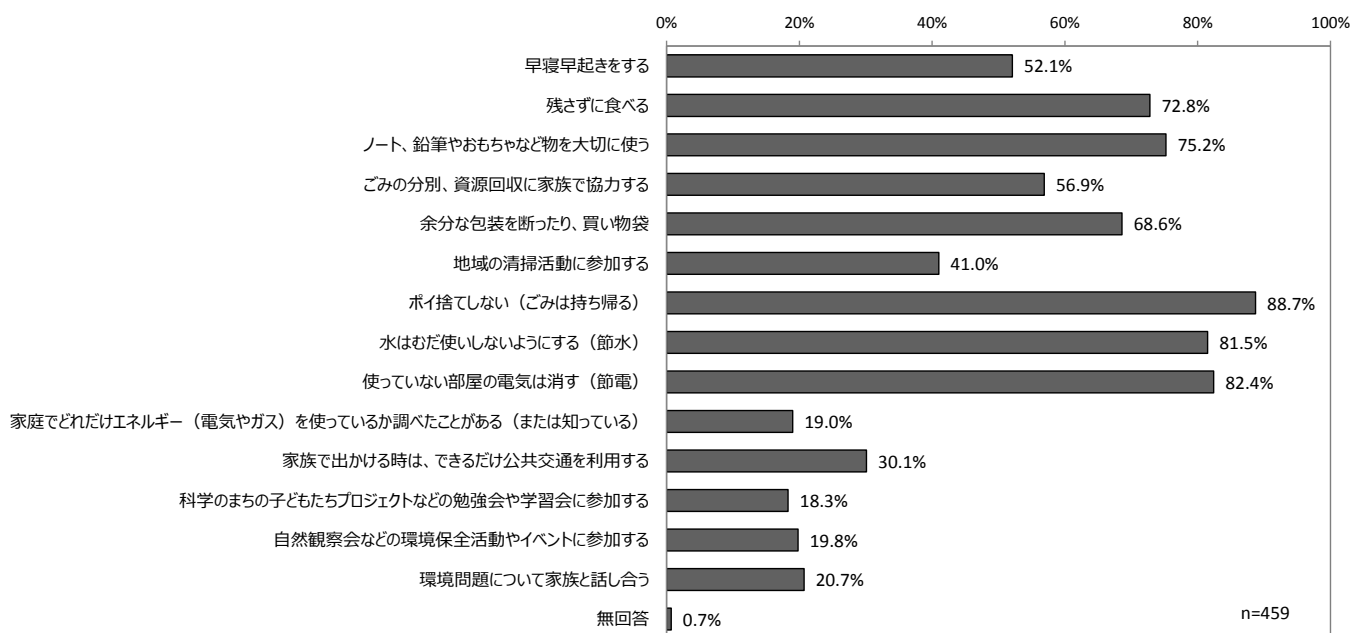
図：普段の生活で生物や自然と関わる場所

④ 日常生活における行動・取組について

・ 普段の生活で環境を良くするためにやっていることについては、特に「ポイ捨てしない（ごみは持ち帰る）」（88.7%）、「使っていない部屋の電気は消す（節電）」（82.4%）、「水はむだ使いしないようにする（節水）」（81.5%）が8割以上と多く、一番少ない回答「学習会や勉強会への参加」でも18%以上となっており、全体として日常生活において環境を良くするための行動や取組を実践している子どもが多い状況です。

表：日常生活における行動・取組

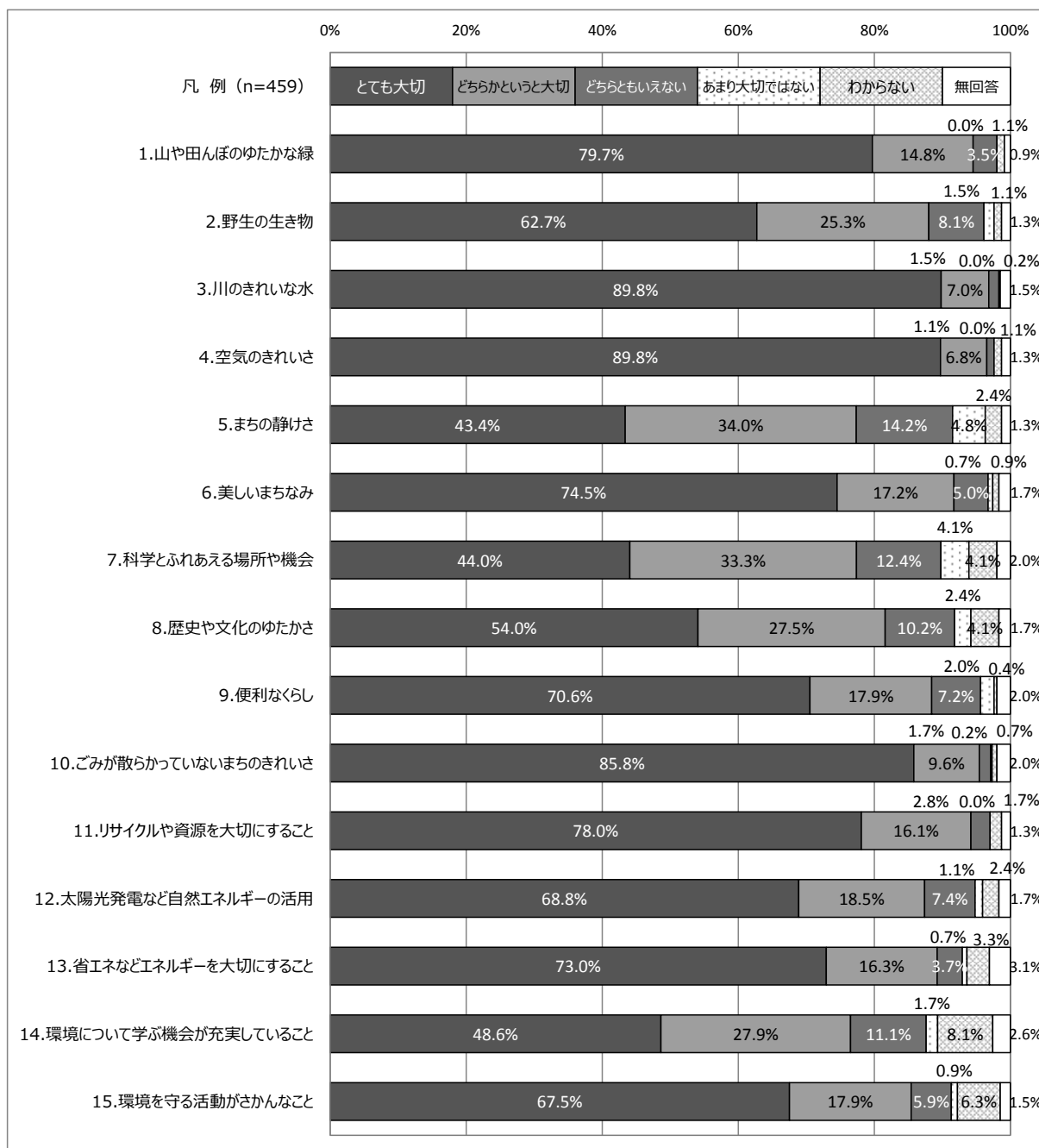
調査数	459	100.0%
早寝早起きをする	239	52.1%
残さずに食べる	334	72.8%
ノート、鉛筆やおもちゃなど物を大切に使う	345	75.2%
ごみの分別、資源回収に家族で協力する	261	56.9%
余分な包装を断ったり、買い物袋	315	68.6%
地域の清掃活動に参加する	188	41.0%
ポイ捨てしない（ごみは持ち帰る）	407	88.7%
水はむだ使いしないようにする（節水）	374	81.5%
使っていない部屋の電気は消す（節電）	378	82.4%
家庭でどれだけエネルギー（電気やガス）を使っているか調べたことがある（または知っている）	87	19.0%
家族で出かける時は、できるだけ公共交通を利用する	138	30.1%
科学のまちの子どもたちプロジェクトなどの勉強会や学習会に参加する	84	18.3%
自然観察会などの環境保全活動やイベントに参加する	91	19.8%
環境問題について家族と話し合う	95	20.7%
無回答	3	0.7%



図：日常生活における行動・取組

⑤ 精華町の環境への思い

・精華町の環境への思いについては、「川のきれいな水」(89.8%)、「空気のきれいさ」(89.8%)、「ごみが散らかっていないまちのきれいさ」(85.8%)が8割以上と「とても大切」と回答しています。一番「とても大切」の回答が少ない「まちの静けさ」(43.4%)でも「どちらかという大切なこと」と回答と合わせると77.4%となっており、全体として精華町の環境を大切に思う子どもが非常に多い状況です。



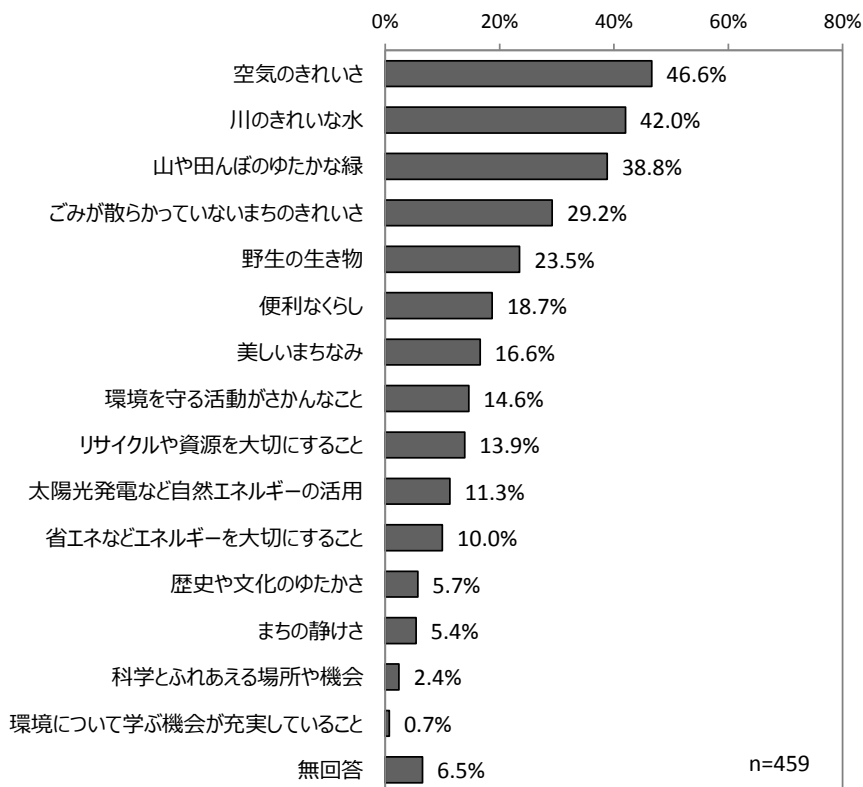
図：精華町の環境への思い

⑥ 精華町の環境をよりよくしていくために、特に大切にしたいこと

- ・精華町の環境をよりよくしていくために、特に大切にしたいことについては、「空気のきれいさ」(46.6%)、「川のきれいな水」(42.0%)、「山や田んぼのゆたかな緑」(38.8%)が多くなっています。

表：精華町の環境をよりよくしていくために、特に大切にしたいこと

調査数	459	100.0%
空気のきれいさ	214	46.6%
川のきれいな水	193	42.0%
山や田んぼのゆたかな緑	178	38.8%
ごみが散らかっていないまちのきれいさ	134	29.2%
野生の生き物	108	23.5%
便利なくらし	86	18.7%
美しいまちなみ	76	16.6%
環境を守る活動がさかんなこと	67	14.6%
リサイクルや資源を大切にすること	64	13.9%
太陽光発電など自然エネルギーの活用	52	11.3%
省エネなどエネルギーを大切にすること	46	10.0%
歴史や文化のゆたかさ	26	5.7%
まちの静けさ	25	5.4%
科学とふれあえる場所や機会	11	2.4%
環境について学ぶ機会が充実していること	3	0.7%
無回答	30	6.5%



図：精華町の環境をよりよくしていくために、特に大切にしたいこと